

# 囚われの高等教育

## 国立大学の法人化と公立大学の自己破壊のあいだの「距離」

岩崎 稔

1. はじめに
2. 「知識基盤社会化」論
3. 国立大学法人化の「意義」
4. 都立大学と横浜市立大学の暴挙
5. さいごに

### 1. はじめに

2003年7月9日、国立大学を企業のような特性すらもった組織に作り変えようとする国立大学法人法案が、大学関係者を中心とした三ヶ月にもおよぶ国会での要請行動にもかかわらず、衆参両院を通過して成立した。法人制度への移行に関して行政側が当時想定していた日程から推測して、どうやら文部科学省は、2003年4月3日に上程した法案が5月にはほとんど抵抗もなく可決するだろうと踏んでいたふしがある。そうだとすれば、国会通過に三ヶ月を要したというのは、かれらにとっては予想外の混乱であっただろう。これは、独立行政法人化反対首都圏ネットワークの田端博邦氏が言うように、圧力団体をもたない大学人が国会を中心として議員たちに説得活動を繰り広げるというかつてない事態のささやかな効果であった。それがあってこそ、6月10日の参議院文教科学委

員会での桜井充議員（民主党）の質問に、政府側が狼狽し、委員会審議がストップしてしまうという事態も生まれたのである。空転の理由は、桜井議員が、文部科学省から各大学に下ろされていた「中期目標、中期計画」作成についての介入的な文書を突きつけたからであった。法案がまだその文言どころか輪郭さえはっきりしていない段階から、文部科学省は法人化を先取りして、当然のようにこうした指示を、しかも拙劣な形で国立大学に与えて、高等教育の現場を翻弄していたのであった。この一議員の常識において違法で転倒していると見えた文書に、国立大学法人化政策との対決を十分に果たしえなかつた各国立大学の多くの教員たちは、唯々諾々としたがい、実際の教育や研究の高度化とは何の関係もない愚劣な作文づくりに疲弊していったのだった。

委員会審議の混乱のなかで、国立大学法人という制度そのものが、いかに高等教育の未来にとって有害であるだけでなく、憲法や教育基本法にも抵触するものであるのかが明白になっていた。国会に詰めて実際の審議を傍聴してきたひとりとして、空疎な各回の文部科学省側の説明、政府や与党議員による議論の低水準ぶ

りには、つねに愕然とさせられた。それはたとえば、小渕首相の急死によって急遽跡目を継いだことで有名な小渕優子議員による、いかにもろくに内容を理解していないことが分かる棒読み質問であったり、プロレスラーの大仁田厚議員のまぜっかえしであったりした。それどころか国立大学の帰趨を決するこの法案は、傍聴人の環視のなかでも、テレビ中継の死角にいるかぎり漫然と内職をしたり文庫本を読んだりしているような議員たちによって、オーソライズされたのである。約十日間の空転ののち、最終的には委員長職権で採択され、イラク派兵のために会期延長された本会議で可決された。それによって、2004年4月からの国立大学法人組織への移行のために、たかだか数ヶ月のあいだで制度的、法的な取り繕いが求められることになった。

すでに90年代から進められてきた「大学改革」の動きは、これによって決定的な段階に入ったと言えるだろう。大学設置基準の大綱化(91年)に始まる十年以上にわたる大学改革狂想曲が、どれほど高等教育を荒廃させ、多くの教育者、研究者のリソースを無為に蕩尽してきたことだろうか<sup>1</sup>。文部科学官僚、政治家、そしてその圧力に迎合し、あるいは積極的に同調した国立大学協会幹部たちの責任は大きい。か

れらがいかに愚劣な選択をしたのかについて、いつかきちんと審判をうけるべきであろう。また、この政策を撤回させることができなかった各大学の教授会が、いくつかの例外的な行動を除いて、なぜかくも脆弱であったのか、またそもそもなぜ市民社会は高等教育をここまで見捨てて顧みないようになっていたのかも、あらためて厳しく振り返る必要があるだろう<sup>2</sup>。

## 2. 「知識基盤社会化」論

さて、文部科学省はと言えば、『平成15年度文部科学白書』<sup>3</sup>によって、国立大学法人化を頂点とする高等教育の一連の「改革」を手放しで自画自賛している。この『白書』は、例年のそれとは異なって二部構成になっており、とくにその第一部「想像力に富んだ知識基盤社会を支える－高等教育改革の新展開」は、法人化にいたる一連の措置の正当性を説明する正史になるものである。実際の糺余曲折を都合良く改竄し、あたかも84年の臨時教育審議会からまっすぐに、現在の選択が伸びてきているかのように描いている。この傾向はすでに昨年度の『白書』にも明らかであったが、あらためてそれを徹底させたと言っていい。そこには、国大協が少なくとも1997年時点では、「独立行政法人通

<sup>1</sup> 1991年の大学設置基準の大綱化以来の混乱を論じたものとしては、拙稿「『改革熱』という病と知の自立」『現代思想』『特集=大学改革』1999年6月号、青土社、122頁以下3照。

<sup>2</sup> 1968年の大学反乱とその「收拾」の仕方との関係で、法人化に対する大学人の混迷や停滞を論じたものとして、拙稿「右からの大解体——国立大学の独立行政法人化」『情況』2000年3月号、情況出版、209-218頁。

<sup>3</sup> 『平成15年度文部科学白書』「創造的活力に富んだ知識基盤社会を支える高等教育——高等教育改革の新展開」文部科学省編。

則法」が高等教育機関の特性に合致しない、という見解を原則的に表明していたこと、それをあいつぐマヌーバーと恫喝、そして国大協幹部の不明朗な問題收拾によってなかつたことにしてしまった過程などは、一言たりとも触れられていない。そもそも文部科学省そのものが、法人化をめぐって繰り返したジグザグや、最終的な国立大学法人構想がむしろ経産省サイドからの介入によって浮かび上がってきた事情などもすべてひた隠しにされている。

こうした改竄とともに、法人化にいたる大学改革を合理化し説明するものとして、特集の表題にもあるような「知識基盤社会」knowledge-based societyないしは「知識基盤社会化」という概念がキーワード化しているようである。これは、経済財政諮問会議を発信源とし、『平成14年科学技術の振興に関する年次報告』にはじめて明記され、最近では、中央教育審議会大学分科会の資料のなかで「知識基盤社会化と高等教育の使命」という形で繰り返し強調されてきている言葉である。「知識基盤社会」とは、すでに70年代以後のポスト・フォーディズム社会において、製造業中心ではなく、むしろ情報や知識によって生み出される差異によって主要に利潤を創出する資本主義へと転換したという認識を表現している。そこでは、産業が知識集約型に展開するばかりでなく、たえず情報をリアルタイムで湯水のように手に入れられる環境によって、生活世界の社会工学的な

再編成が生じるとも想定されている。これが新しい形での、産官学連携、ないし産官学融合の姿でもあることになる。地方大学に関しても、これと同様の文脈で、「地方公共団体の主体性を重視し、大学や公的研究機関などを核として、関連研究機関や研究開発型企業による、国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創生を目指す事業」<sup>4</sup>が打ち上げられている。その他方で、法人化によって地方大学から真っ先にあがった地域の高等教育の衰退についての不安や、大学統合による一県一大学の前提の崩壊などについては、どこかに消えてしまっているのだが…。『白書』は、こうした変化が先進諸国で同時的に進行しているということについて、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、韓国の事例をページを割いて列挙している。実際、アメリカでも、大学の企業化と（大学から企業への利潤に直結する）技術移転は、それほど古い事態ではなく、市場原理のグローバル化とともに激化したものである。連邦政府による選択的な戦略的補助金によって生まれた技術や知識が、1980年に民主共和両党が提出したバイ・ドール法によって、企業の商業開発に適用されるようになった。法人化によってそれに追いつくべきであるということなのである。

当然のことながら、このように「知識基盤社

---

<sup>4</sup>同前、51頁以下。

会」というときの「知識」とは、もっぱら利潤を生み出しうる特許であり、情報である。つまり、けっして人格的陶冶を伴う知ではなく、またわたしたちの生の全体像に係るような多様な認識でもなく、ただビジネスの材料としての情報であるばかりだ。そもそも、こうした商品化の意義を問題視しうるような知的能力が伸張する機会は、そこからは排除されなくてはならない。社会的な労働力の再生産過程に関与する高等教育機関としては、このような「知識基盤社会化」に好適な人材を作り出すことも期待される。たとえば、「中等教育修了後の学習機会の提供」<sup>5</sup>も大学がその中核として重要な役割を果たすとされている。中央教育審議会大学分科会で準備されているような「高等教育の将来構想に関する論点整理案」(第23回審議資料、2003年8月)では、高等教育の使命として「高度な専門的知識と豊かな教養、完成された人格といった個人の人間形成と自己実現に寄与すること」が挙げられているが、それ自体としては「知識基盤社会」にいう「知識」＝情報によつてはカバーのできないものでしかないし、直接の関連性を見出しつらい。だからこそこれには、あらためて初等中等教育をターゲットにして進められる国を愛する心や、心のノートなどを用いた「心」化が外部から接合されることになるのである。

<sup>5</sup> 同前、5頁以下。

マサオ・ミヨシによれば、「この間、商品開発の結果として企業が得た利益が国民に還元されることはない」<sup>6</sup>。学問の知的資産化は、特許制が知の私有化を意味するかぎり、学問や情報の自由な流通と交換は妨害されざるをえないし、商業利益活動のための機構へと大学が再編される場合に、利潤に直接つながつていないうな社会科学、人文科学、基礎科学が軽視される傾向が増大することは明らかである。

### 3. 国立大学法人化の「意義」

「知識基盤社会化」を背景にすえたうえで、『白書』は国立大学法人化の意義をつぎの五点に集約して説明している。

- ①「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保すること
- ②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
- ③「学外者の参画」による経営システムを制度化
- ④国家公務員法体系にとらわれない弾力的な（非公務員型）人事システムへの移行
- ⑤評価の実施による事後チェック方式に移行

まず、第一の点については、つぎのように書かれている。「法人化は、…国と国立大学との関係を大きく転換しようとするものです。その

<sup>6</sup> マサオ・ミヨシ「グローバル・エコノミーと『独立行政法人』『激震！ 国立大学－独立行政法人化の行方』（小沢弘明、岩崎稔編）、未来社、1999年。

基本的な考え方としては、国の日常的な関与や諸規制を緩和・撤廃して、各大学の運営上の裁量を大幅に拡大し、国の関与については、中期目標期間（6年間）の『入口』の部分と、事後的な業績評価などの『出口』の部分に制度上限定しようとするものです<sup>7</sup>と。そもそも、国立大学をがんじがらめに支配し、介入し続けてきたのは文部科学省ではなかったのか。それでいながら、縛られていることを理由に法人化して、裁量の余地を与える必要があったのだ、という言い分は笑止であり、なんとも本末転倒であるが、それはいまはおこう。「入口と出口」は、法人が「中期目標、中期計画」を策定し、その実施状況を評価されることで管理されることを指している。「中期目標、中期計画」は、それを作成し実施する当事者を服従させる技法である。この文書のためには、ステロタイプ的な「改革」のレパートリーが、書き込むべきメニューとして明示的暗示的に強制されている。書くべきことはあらかじめ決まっているが、重要なことは、それを「各大学の意思として」いったん書かせるということである。そのあとは、それを遂行しなかった場合のサンクションが待ちうけている。これが、いかに各大学の営みを拘束しているのかについては、参議院の文教科学委員会を空転させた一件からも明らかであった。「中期目標、中期計画」の諸項目

は、どれもまた誘導された内実であり、まったく別様の発想を展開することはけっして許されない。むしろ横並びの枠組みのなかでの数値のばらつきだけをせいぜいの個別性としてみるとことしか許されてはいない。等しく「知識基盤型社会化」へと走り出す群れのなかに巻き込まれる権利だけが認められているのである。このような服従化のメカニズムは、plan→do→seeというサイクルを繰り返しつつ当事者を自縛自縛に追い込んでいく。みずからが目標を内化し、計画を設定し、それを遂行してかつ評価を受けることによってはじめて、資源の分配を受けられるからである。しかし、一見「主体的」に見えるこの努力からは、そもそも関係の全体に対する多様で包括的な批判が存立する余地はあらかじめ消去されている。使用者からすれば、これは、他者からの指令を待って動くシステムよりも効率的であり、使用者の失敗が可視化しないという点でも望ましい。しかも、もしもうまくいかなとしても、それは当事者の自己努力が足らないからであり、当事者は「自己責任」としてその帰結を負わなくてはならないとする回路があるため、このサイクルへと人々を駆り立てるものの責任は主題化しないで済んでいる。これを『白書』のように「自律性の拡大」や、「裁量の拡大」と呼んで済ませるには、相当の厚かましさが必要になることだろう。

第二に言われている民間的な経営の手法を取り入れると、約言すれば、「法人化後は、

<sup>7</sup> 『白書』32頁以下。

経営権限と責任が各大学の長に移管され、学長を中心としたトップマネジメントが実現するような仕組みへと移行する」<sup>8</sup>ことである。大学自治のさまざまな構成単位は、これまでの国立大学でどれほど実質的に十分に機能していったのかは問題があるにしても、法人化とともにすべてその潜勢力を枯渇させられることになるだろう。こうしたトップマネジメントは、ちょうど企業における経営者と銀行のような支配被支配関係を、学長と文部科学省とのあいだでもつ。学長は、学内に対しては圧倒的に強大な権限を持ち、トップダウンで指示するとともに、それに対する抵抗的要因は徹底的に排除しなくてはならなくなる。しかし、その学長の解任権を、文部科学大臣が握っている。文部科学大臣による学長解任事由のなかには、「業績が悪化した場合」という規定が入るから、いかに合理化が進められ、いかに経営効率を上げているのかという学問外的な理由がそこにつねに圧力として作用し続ける。しかし、このようなトップダウンシステムは、学問そのものの営みとはおよそ両立しないにもかかわらず、ついにそれを効率性によって測るように強いるのである。

第三の学外者の参加にしても、それは単に学外の存在とのあいだのインターフェースが構築されるということではない。これはあくまで

企業との利潤のための癒合である。市民社会とのあいだの多元的で批判的なネットワークの構築は、資本への大学の従属とは合致しないのである。学長の選考について「法人化後の学長選考は、経営および教学の双方の側面から学内の意向を反映させるとともに、学外者の意向を反映させることなどを考慮し、経営協議会の学外委員の代表者と教育研究評議会の代表者が同数で構成する学長選考会議において選考を行う仕組み」になっているとまとめられている。しかし、これはけっして社会の多様な意向に晒されることになるのではなく、むしろ資本のたったひとつの声を聞くことに収斂していくことだろう。また、法人法をめぐる議論のなかで、あれほどに疑問を提示された第12条、つまり、学長を選考する会議に現職学長や、学長が選んだ経営協議会の構成員が加わることができ、そのためが学長はいかに在任中に強引な措置をとろうとも、自分自身、または自身の施策をそのまま継承するものを安泰に再生産できることになってしまう、という点については、すっかり口をぬぐっている。

第四の点はどうか。「国立大学が、競争的環境のなかで組織や教育研究の活性化を図り、より自立性を高めていくためには、教職員の人事がより弾力的に行われる必要がある」として、「①国家公務員法などにとらわれない、より柔軟で弾力的な雇用形態、給与体系、勤務時間体系、②外国人の管理職への登用、③兼職、兼業

<sup>8</sup>同前33頁以下。

の弾力的な運用、④試験採用の原則によらない専門的知識、技能などを重視した教職員の採用、などの弾力的な人事制度を実現し得るという点で、「公務員としての身分を付与しないことが適當である」とされる。教育公務員であることを外れることは、これまで学問の自由を保障するための国立大学教員の身分的な独立性の保証を与えてきた法的根拠が奪われることになる。学問の自律性が、自由で多様な知の発展には必要ではないかという疑いは、この『白書』のどこにもない。むしろ、トップダウンによる学内決定に対する抵抗の要素となりうるような人材を排除し、産官学融合のための再編をより簡単に遂行するためには、教育公務員特例法から外れることはどうしても必要であったのである。実際、国家公務員法から労働基準法へと適用法制が変わるために、それぞれの国立大学という事業所ごとに就業規則が作られているが、それらのなかには、おしなべて「学長の許可なくして、文書を配布したり、掲示したりすることを禁止する」ような規制条項が組み込まれようとしている。他ならぬ大学という職場において、当然のようにこのような就業規則を導入できると思う発想は、トップマネジメントに対して対抗的な公共性を構築しようとする試みを、すべてノイズとして聞くに違いない。給与や労働条件の弾力化も、大学教員や教育研究を支援するひととの雇用を不安定化することで、研究内容に影響を与え、かれらが自律

的な主体となりうる余地をさらに狭めることだろう。文部科学省が恣意的に援用するアメリカのモデルとしたところで、他方で終身在職権制度（テニュア制）が確保されているのであって、単に任期を持ち込むことで、全体としての教育水準や内実ある学問的競争が促進されることはない。たんに教員の雇用を有期化し、それによって人件費を抑たり従順化させたいという経営者側の短期的な効用が、いかに学問研究の安定した基盤を破壊し、研究教育に携わるひととの存在を魅力のないものとしてしまうのかということを考えておかなくてはならないのだ。現に、国立大学では、法人化の準備に伴って非常勤教職員を中心に雇用不安が広がっている。運営費交付金においては、それを渡し切りの費目変更自由な額といいながらも、非常勤講師を雇用する財政的な資金の査定にあたっては二分の一や三分の一に、ときには全額がカットされている。非常勤講師は、パートの労働者としての雇用関係とそれに伴う最低限の権利すら認められないでいる。また、定員削減で本来常勤職員が行うはずの定常的な業務をカバーして雇われてきた非常勤職員も、いまさらさまざまな大学で、三年を越えて有期契約を更新すると権利が生じるのではないかという発想から、その雇用の突然の恣意的な拒否が発生している。『白書』が描く世界は、それと並行して繰り広げられている国立大学法人化移行の現実によって、ひとつひとつ具体的

に反証されているのである<sup>9</sup>。

#### 4. 都立大学と横浜市立大学の暴挙

ところで、国立大学の法人化について、いまや公立大学の混乱も焦点となっている。都立大学の問題が2003年8月から一気に顕在化したということは、7月に国立大学法人法が決まったことと無関係ではない。実際、国立大学法人関係6法案とともに、公立大学の法人化を可能にする法律も通過したからである。東京都の大学管理本部は、それ自体が相当に問題含みとはいえ、まがりなりにも都立大学の側から準備していた「大学改革大綱」すら突然破棄し、「都立の新しい大学の構想について」を強制する別のサイクルを開始した。これは、法人化という再編された組織をトップマネジメントを牛耳ろうとする側が徹底的に使いまわしてみた場合に、どこまでひどいことが可能になるのかを、実験的に遂行しているようなものだとも言える。石原慎太郎が8月1日の定例の記者会見で新方針を発表した際には、現都立大学総長ですらそれをほんの一時間前に一方的に知らされたにすぎないという。その構想は、東京都立大学、東京科学技術短期大学、都立保健科学大学、都立短期大学という4大学を廃止して新大学をつ

くり、旧都立大学の各学部と都立科学技術短期大学の一部を都市教養学部に再編し、都市環境学部、システムデザイン学部、保健福祉学部を設けるというものである。これとともに、人文系の学問はぱっさりと切り捨てられる。

大学管理本部がとった措置は、大学運営の常識からすれば、ほとんどが脱法的措置である。誰がみても、都が行おうとしていることは、現存する4大学を再編統合し、別様の大学に移行させることである。しかし、この過程をたんに違う大学の創設であると解釈し、設置者権限を振りかざして現行の都立大学には介入させる必要がないというのである。

この措置を象徴するのは、あらかじめ現在の教員全員に対して、大学管理本部が打ち出す構想に従い、しかもそれを口外しないと約束する「同意書」や、「意思確認書」を提出させという手法であった。これは、意見を出すこと、批判を出すこと、柔軟で責任のある判断者として問題にかかわることをあらかじめ完全に封じることであり、そうした形で「主体的参加へと強制する」手続きである。

この措置に対して現行の都立大学の側からは、茂木総長が代表して「新大学設立準備体制の速やかな再構築を求める」(2003年10月7日)という声明などを出し、また評議会も「新大学の教育課程編成に係る責任と権限について」(2004年1月27日)という見解を発表している。後者では、「都大学管理本部が現在進めている

<sup>9</sup>)同前。国立大学法人化についてのもっとも整理された批判としては、東京大学職員組合および独立行政法人反対首都圏ネットワーク編『国立大学はどうなる－国立大学法人法を徹底批判する』、花伝社、2003年を参照。

準備手続きにおいては、...新大学は実質的には現大学のいわゆる改組・転換であるにもかかわらず、教育課程の再編などの作業が、現大学の意思決定機関である評議会、教授会の議を経ずに進められている。さらに教員組織がその教育責任を全うする上で障害となる様々な制度が、相変わらず現大学の意見も求められないまま具体化されようとしている。これらが大学教員組織の権限を侵していることは明らかであり、また新大学が大学としての教育責任を十分に果たし得ていないことにつながるものとして強く憂慮される」。通常はきわめて動きが鈍く慎重な学長や評議会としては、破格の明確な意思表明である。しかし、石原の手際の粗雑さはともかくとして、この都立大学で起きていることは、実はそもそも国立大学の法人化過程でも同じように起きていたのではないだろうか。国立大学の法人化が決定されるプロセスにおいて、高等教育の当事者であり専門家でもある大学教授会、評議会の側の判断や認識が尋ねられたことがあっただろうか。実質的にはまったく無視されたのであり、もっぱら国大協幹部の談話や、あやしげな合議による「合意」を取り付けて体裁が整えられたにすぎない。『白書』が隠蔽した法人化の過程の不当性を石原はあからさまに進めているにすぎない。

首都大学東京と名づけられるようになった石原の構想については、「単位バンク制度」なるものも都立大教員の批判を集めている。単位

バンク制とは、大学管理本部によると「選択」と「評価」による新しい教育システムであるいう。学生は、大幅リストラで選択肢が狭まった授業をそろえる、あちこちから単位をプールするとともに、それを学外者によるカリキュラム評価委員会なるものに委ねるものであるらしい。大学としての教育の構想を一面ではすっかり放棄することであり、都立大学の教育に携わってきた教員からは、当然にも手厳しい批判が提出された。しかし、これらは「大学改革」論に頻出する出来合いの発想のひとつであるいわゆる「アカレディテーション」（基準認定制度）のカリカチュアであるだろう。そして、『白書』は、これについてもアメリカ、韓国、ドイツの例を評価し強調しているのである。

都立大学ばかりではない。横浜市立大学でも、すでに2000年から学部教授会や評議会の主体的な決定プロセスや独自性を挑発的に無視する施策が事務方によって矢継ぎ早に導入されていたが、2002年に自称市民派である中田宏が、典型的なハコモノ行政を遂行してきた高齢の前市長にとって代わると、ポピュリズム的な手法を備えた新自由主義的な改革が一気に加速することになった。そのなかで、東京工業大学の橋爪大三郎をキャップとする「あり方懇談会」が作られ、それによって大学そのものの廃止をも射程にいれた提言がなされたのである。それに即する形で、一連の動きが続いている。都における大学管理本部にあたるのが、事務局

主導の大学戦略会議である。都立大学と同様に国際文化学部、理学部、商学部を統合することで国際総合科学部を設置し、現存の医学部とともに二学部体制にするとされている。

実際、極めて粗暴な手法を用いてきているという点では、それぞれの首長のポピュリズムや性格が反映されているにしても、同時にそれは、法人化された制度がその最悪の可能性を十全に展開したらどうなるのかという実験なのであり、高等教育全体の行く末を暗示しているものだということを忘れてはならない。横浜市立大学と都立大学が導入しようとしているアイデアが実によく似通ったレパートリーを相互にコピーしあっていることもそのことの傍証である。どちらも任期制と年俸制を無条件に導入しようとしている。これについて、都立大学評議会はさきの見解のなかで、次のような適切な意見を明らかにしている。「上位にあるものの評価に常に怯え、大学内で一個の独立した人格として振舞うことのできない者とは、学術的真理のみを奉じ対等の人格として学生を導くことを本務とする大学教員の体をなさない不幸な存在と言うほかない」。

## 5. さいごに

これらは改革ではない。もっぱら改革のそぶりを見せることを競い合うような、むしろ変わりようのない閉塞的なサイクルが、ますますその速度を増し、アカデミックワークが根底的に

変質しつつある。個々の大学や大学関係者それぞれの改革構想のなかには、もちろん、たんなる保身であったり小心翼翼とした打算であったりするだけではない誠実な努力が存在しているだろう。しかし、そのような競争のための競争を唯一の前提として受け入れ、生き残りのために与えられたプログラムとしてそのトラックを走るしかないと、この競争のなかでとりあえず勝ち抜くことが前提なのだと観念することは、結局はその当事者を出口のない状態においやるだけでなく、システムとしても不毛化する<sup>10</sup>。

ネオリベラリズムの空間は、そこから「敵対性」を排除しようとする。まずは「敵対性」となりうる契機は周到に変異を迫られ、極めて画一的な利潤獲得のための競争のなかでの擬似的な対立性にすりかえられてしまう。そのサイクルが結果を生まないとしても、そうした事態に本当に責任をとるものはいない。ただ、当の行為者の内面の問題に差し戻され、「心」の問題とされる。改革努力が足らなかったのだ、と。

わたしたちはもはや小手先の自己努力によって事態を転換できると考えるべきではない。

<sup>10</sup>新自由主義の心性と統治の技法については、最近では、重田園江『フーコーの穴——統計学と統治の現在』、木鐸社、2003年と渋谷望『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』、青土社、2003年が注目すべき分析を行っている。

\*なお、本稿の一部は、『現代思想』「特集=教育の危機」（2004年4月号）に「高等教育の混迷と自己破壊——『平成15年度文部科学白書』を読む」として掲載されている。

いまや巨大な自己破壊のスパイラルが進行しているなかでは、いかに不協和な存在を遍在的に創出できるのかがまずは問われている。個々の局面における無数の個別的なネゴシエーションを断念してはならない。『白書』の描く未来の対照像を、それも多様に考えていくことは、そこから始まる。

(いわさき みのる・東京外国语大学)